

四
五
二
一
十
十
月
十
三
日

12
 13
 14
 15
 16
 17
 18

方 樓 信

朝鮮の歴

一
人
力
自
可
耐
者
不
能
久
也

朝鮮人労働者組合の結成等にしては、本年六月二十一日厚生省勅令三六号で朝鮮人、台湾人、労働者の結成等に關する件」として文書通達されたが、本件は別し、平素正かこれ等の労働者に對して支拂ふべき賃金、退職金等はこれらの労働者の爲に保管する積立を貯蓄、有償配分等で受取人の請求不応、返上など即時の返還より延滞未納となり又は引当金配と云つてゐる場合は、不在の方では出資の更におに延滞することとし、担保金未払を指摘された。

同會社は、此種利益を以て、先づ其の正に於て、前年同様にするべき金銭り金を、同法第十四條第一項但書に依り、同規定より、先ず其の爲し又は同法第二條に依り、解明足より止言、而も爲し得るもの、何至本通展により、此種の利益をとるより、所得されぬ。

遺つて、本件訴訟の結果について、如何なる結果と打合せ等につき、意の与甲添へる。

「株式の受取は、就中「買手人」の方で、別に「未納金の振込」がないこと。」

本書の主眼は、訴訟を完了したとき、訴訟書の番号、係託年月日、係託所名、受取人の氏名、本籍地、重婚及解雇の時期、解雇の事由、求償金の内訳等を記載した取旨書三冊を地方長官に提出すること。地方長官は、取旨書の要求ある場合は、裁判所の報告を調査させ、必要の場合から取旨書の記載事項について、裁判所の申出があつた場合には、其情を調査し、或は訴訟書の不足を指摘して、未だの公正化を図る。

1.4
1A
1B
1C
1D
1E
1F
1G
1H
1I
1J
1K
1L
1M
1N
1O
1P
1Q
1R
1S
1T
1U
1V
1W
1X
1Y
1Z
1AA
1AB
1AC
1AD
1AE
1AF
1AG
1AH
1AI
1AJ
1AK
1AL
1AM
1AN
1AO
1AP
1AQ
1AR
1AS
1AT
1AU
1AV
1AW
1AX
1AY
1AZ
1BA
1BB
1BC
1BD
1BE
1BF
1BG
1BH
1BI
1BJ
1BK
1BL
1BM
1BN
1BO
1BP
1BQ
1BR
1BS
1BT
1BU
1BV
1BW
1BX
1BY
1BZ
1CA
1CB
1CC
1CD
1CE
1CF
1CG
1CH
1CI
1CJ
1CK
1CL
1CM
1CN
1CO
1CP
1CQ
1CR
1CS
1CT
1CU
1CV
1CW
1CX
1CY
1CZ
1DA
1DB
1DC
1DD
1DE
1DF
1DG
1DH
1DI
1DJ
1DK
1DL
1DM
1DN
1DO
1DP
1DQ
1DR
1DS
1DT
1DU
1DV
1DW
1DX
1DY
1DZ
1EA
1EB
1EC
1ED
1EE
1EF
1EG
1EH
1EI
1EJ
1EK
1EL
1EM
1EN
1EO
1EP
1EQ
1ER
1ES
1ET
1EU
1EV
1EW
1EX
1EY
1EZ
1FA
1FB
1FC
1FD
1FE
1FF
1FG
1FH
1FI
1FJ
1FK
1FL
1FM
1FN
1FO
1FP
1FQ
1FR
1FS
1FT
1FU
1FV
1FW
1FX
1FY
1FZ
1GA
1GB
1GC
1GD
1GE
1GF
1GG
1GH
1GI
1GJ
1GK
1GL
1GM
1GN
1GO
1GP
1GQ
1GR
1GS
1GT
1GU
1GV
1GW
1GX
1GY
1GZ
1HA
1HB
1HC
1HD
1HE
1HF
1HG
1HH
1HI
1HJ
1HK
1HL
1HM
1HN
1HO
1HP
1HQ
1HR
1HS
1HT
1HU
1HV
1HW
1HX
1HY
1HZ
1IA
1IB
1IC
1ID
1IE
1IF
1IG
1IH
1II
1IJ
1IK
1IL
1IM
1IN
1IO
1IP
1IQ
1IR
1IS
1IT
1IU
1IV
1IW
1IX
1IY
1IZ
1JA
1JB
1JC
1JD
1JE
1JF
1JG
1JH
1JI
1JJ
1JK
1JL
1JM
1JN
1JO
1JP
1JQ
1JR
1JS
1JT
1JU
1JV
1JW
1JX
1JY
1JZ
1KA
1KB
1KC
1KD
1KE
1KF
1KG
1KH
1KI
1KJ
1KK
1KL
1KM
1KN
1KO
1KP
1KQ
1KR
1KS
1KT
1KU
1KV
1KW
1KX
1KY
1KZ
1LA
1LB
1LC
1LD
1LE
1LF
1LG
1LH
1LI
1LJ
1LK
1LL
1LM
1LN
1LO
1LP
1LQ
1LR
1LS
1LT
1LU
1LV
1LW
1LX
1LY
1LZ
1MA
1MB
1MC
1MD
1ME
1MF
1MG
1MH
1MI
1MJ
1MK
1ML
1MM
1MN
1MO
1MP
1MQ
1MR
1MS
1MT
1MU
1MV
1MW
1MX
1MY
1MZ
1NA
1NB
1NC
1ND
1NE
1NF
1NG
1NH
1NI
1NJ
1NK
1NL
1NM
1NN
1NO
1NP
1NQ
1NR
1NS
1NT
1NU
1NV
1NW
1NX
1NY
1NZ
1OA
1OB
1OC
1OD
1OE
1OF
1OG
1OH
1OI
1OJ
1OK
1OL
1OM
1ON
1OO
1OP
1OQ
1OR
1OS
1OT
1OU
1OV
1OW
1OX
1OY
1OZ
1PA
1PB
1PC
1PD
1PE
1PF
1PG
1PH
1PI
1PJ
1PK
1PL
1PM
1PN
1PO
1PP
1PQ
1PR
1PS
1PT
1PU
1PV
1PW
1PX
1PY
1PZ
1QA
1QB
1QC
1QD
1QE
1QF
1QG
1QH
1QI
1QJ
1QK
1QL
1QM
1QN
1QO
1QP
1QQ
1QR
1QS
1QT
1QU
1QV
1QW
1QX
1QY
1QZ
1RA
1RB
1RC
1RD
1RE
1RF
1RG
1RH
1RI
1RJ
1RK
1RL
1RM
1RN
1RO
1RP
1RQ
1RR
1RS
1RT
1RU
1RV
1RW
1RX
1RY
1RZ
1SA
1SB
1SC
1SD
1SE
1SF
1SG
1SH
1SI
1SJ
1SK
1SL
1SM
1SN
1SO
1SP
1SQ
1SR
1SS
1ST
1SU
1SV
1SW
1SX
1SY
1SZ
1TA
1TB
1TC
1TD
1TE
1TF
1TG
1TH
1TI
1TJ
1TK
1TL
1TM
1TN
1TO
1TP
1TQ
1TR
1TS
1TT
1TU
1TV
1TW
1TX
1TY
1TZ
1UA
1UB
1UC
1UD
1UE
1UF
1UG
1UH
1UI
1UJ
1UK
1UL
1UM
1UN
1UO
1UP
1UQ
1UR
1US
1UT
1UU
1UV
1UW
1UX
1UY
1UZ
1VA
1VB
1VC
1VD
1VE
1VF
1VG
1VH
1VI
1VJ
1VK
1VL
1VM
1VN
1VO
1VP
1VQ
1VR
1VS
1VT
1VU
1VV
1VW
1VX
1VY
1VZ
1WA
1WB
1WC
1WD
1WE
1WF
1WG
1WH
1WI
1WJ
1WK
1WL
1WM
1WN
1WO
1WP
1WQ
1WR
1WS
1WT
1WU
1WV
1WW
1WX
1WY
1WZ
1XA
1XB
1XC
1XD
1XE
1XF
1XG
1XH
1XI
1XJ
1XK
1XL
1XM
1XN
1XO
1XP
1XQ
1XR
1XS
1XT
1XU
1XV
1XW
1XX
1XY
1XZ
1YA
1YB
1YC
1YD
1YE
1YF
1YG
1YH
1YI
1YJ
1YK
1YL
1YM
1YN
1YO
1YP
1YQ
1YR
1YS
1YT
1YU
1YV
1YW
1YX
1YY
1YZ
1ZA
1ZB
1ZC
1ZD
1ZE
1ZF
1ZG
1ZH
1ZI
1ZJ
1ZK
1ZL
1ZM
1ZN
1ZO
1ZP
1ZQ
1ZR
1ZS
1ZT
1ZU
1ZV
1ZW
1ZX
1ZY
1ZZ
1AA
1AB
1AC
1AD
1AE
1AF
1AG
1AH
1AI
1AJ
1AK
1AL
1AM
1AN
1AO
1AP
1AQ
1AR
1AS
1AT
1AU
1AV
1AW
1AX
1AY
1AZ
1BA
1BB
1BC
1BD
1BE
1BF
1BG
1BH
1BI
1BJ
1BK
1BL
1BM
1BN
1BO
1BP
1BQ
1BR
1BS
1BT
1BU
1BV
1BW
1BX
1BY
1BZ
1CA
1CB
1CC
1CD
1CE
1CF
1CG
1CH
1CI
1CJ
1CK
1CL
1CM
1CN
1CO
1CP
1CQ
1CR
1CS
1CT
1CU
1CV
1CW
1CX
1CY
1CZ
1DA
1DB
1DC
1DD
1DE
1DF
1DG
1DH
1DI
1DJ
1DK
1DL
1DM
1DN
1DO
1DP
1DQ
1DR
1DS
1DT
1DU
1DV
1DW
1DX
1DY
1DZ
1EA
1EB
1EC
1ED
1EE
1EF
1EG
1EH
1EI
1EJ
1EK
1EL
1EM
1EN
1EO
1EP
1EQ
1ER
1ES
1ET
1EU
1EV
1EW
1EX
1EY
1EZ
1FA
1FB
1FC
1FD
1FE
1FF
1FG
1FH
1FI
1FJ
1FK
1FL
1FM
1FN
1FO
1FP
1FQ
1FR
1FS
1FT
1FU
1FV
1FW
1FX
1FY
1FZ
1GA
1GB
1GC
1GD
1GE
1GF
1GG
1GH
1GI
1GJ
1GK
1GL
1GM
1GN
1GO
1GP
1GQ
1GR
1GS
1GT
1GU
1GV
1GW
1GX
1GY
1GZ
1HA
1HB
1HC
1HD
1HE
1HF
1HG
1HH
1HI
1HJ
1HK
1HL
1HM
1HN
1HO
1HP
1HQ
1HR
1HS
1HT
1HU
1HV
1HW
1HX
1HY
1HZ
1IA
1IB
1IC
1ID
1IE
1IF
1IG
1IH
1II
1IJ
1IK
1IL
1IM
1IN
1IO
1IP
1IQ
1IR
1IS
1IT
1IU
1IV
1IW
1IX
1IY
1IZ
1JA
1JB
1JC
1JD
1JE
1JF
1JG
1JH
1JI
1JJ
1JK
1JL
1JM
1JN
1JO
1JP
1JQ
1JR
1JS
1JT
1JU
1JV
1JW
1JX
1JY
1JZ
1KA
1KB
1KC
1KD
1KE
1KF
1KG
1KH
1KI
1KJ
1KK
1KL
1KM
1KN
1KO
1KP
1KQ
1KR
1KS
1KT
1KU
1KV
1KW
1KX

三 今回供託するのは、金債及び有価証券に就くこととし、労働者の賃金を連帳のまゝ交付すべきものについて、別途連帳の予定であるが、事業主は連帳中の預貯金連帳につき受取人の氏名、預金の種類及び金額を記載した振替簿三冊を地方長官に提出すること。

四 前記厚生次官連帳第五号の通旨により起訴を委任を受けた者以外の第三者未納金、保置金を引取すのは違当でないので今後本連帳の還付により供託の方法を取るべきであるか、既に之等の金額や受取の結果新に支払することとした金額を労働者毎にその他第三者に引取したものがある場合は、その引取人の名前責任署名、引取年月日、引取金額及び引取金額の二冊は供託簿に記載した振替簿二冊を地方長官に提出すること。

五 前記本件に附し十一月二十日現在で前記保式による一覧表を作成し報告された。

尚その際、同国による事業主の取口金の第二記帳を一括して添付された。

別紙

労働者及び労働者に対する未納金等の供託要領

- 一 既に連帳中の請求してある未納金及び未交付の有価証券は、労働者の供託簿に記載すること。
- 二 預貯金を連帳のまゝ支払すべきものの及び労働者不慮のものについて、目下同国長官と打合せ中につき速つて別途連帳することとする。

三 供託は左の要領に依ること。

- (1) 供託は、少額あるときは、なるべく便宜一括して供託すること。
- この場合
 - ① 金債及び有価証券については、振替簿に記載した金額のみを記載し「金額、受取人氏名は別紙付録人名」と記した上、各受取人別に金額氏名を記載した付録書を添付して供託簿に提出すること。
 - ② 有価証券が供託については、別に準じ供託書には有価証券の種類、金額、種類及び金額収数を記載し二枚以上の場合には、毎枚に別紙

総額合計枚数を記載内証書には合算額、記号番号枚数及利札に
 関する事項（例へば「同年何月何日以降利札付」）を記載する
 こと。

（2）債権者を推知することが出来ない場合には供託書に記載すべき供
 託の原因たる事案備に例へば「石金銀貨（又は有價証券）は債権
 者たる供託者より債権内証書記載の債権者に支拂ふべき給料及び
 暗手当金（又は~~支払~~付すべき有價証券）なる延債権者の居所不明の
 為交付すること能はざるにつき（又は昭和年月日の戦災により帳
 簿書類等焼失の為、債権を推知すること能はざるにつき）并済の
 為供託」と記載すること。

同一指しで供託した債権受取人の一が并済して返付の請求をする
 場合には事案主は分割給を請求する為の供託書一通毎に支拂委託
 書を供託時に提出し受取人にはその書が支拂を受ける本人に相違
 ない旨支拂証明書を受付すること。

受取人が印紙証明書を付することが出来ぬ場合には、受取人が返付を受

けるに当つて使用する印紙に相違ない旨の証明書を供託者は受取人
 に交付し、供託局に提出せしめること。
 その他~~供託~~記及び返付に関する手続書式等については供託局に問合せ
 ること。

別紙様式

未納金処理一覽表

（労働者の日給別に別表とすること）

一 供託を完了せる事案場

事案場名

所在地

供託金額

未納労働
日数

供託
所名

返付金額

受取人
名

二 過渡的な安住のない第三者に~~供託~~した事案場

事案場名

所在地

未納労働
日数

引渡年月日

優先

三 未処理事案場

事案場名

所在地

未納金額

未納労働日数

未交付有價
証券面額

保管預金
通帳番号

未処理
の事由

事業主が朝鮮人労働者等と交渉するに際し、
金等で労働者の居所を明瞭にするに能く
なつてゐるものを供託せしむる件に因しては、
另發才四一八號を以て、供託事務の關係につき照
会致し、又、貴局より民事申才五一六號を以て
支障なき旨の回答を得。十月十二日、另發才五七二號
を以て各地方長官宛に、この種の申付金は供託せし
むるやう事業主を指導された旨通牒を發せし
まへた。その際、別途に措置することとしてをいた
し、事業主が保管する現金通帳をとり、または労働者に
交付すべきものについては、その後調査致し、又、
相当ある場合は、その（労働関係のもの別紙を参考
し、附書の通り）現金通帳も未納金に收計して供

読せしむること致したいが、預言通帳の常記については
添綴上、供託局以外に別は高純所を指定したいとい
う必要があると思われ、然るべく常記原を贈は
しなく照會致します

尚未交付貯金通帳の件数等については引きつゞき調査
中であります、集計整理を完了次第、通帳致
す予定であります、合み置かれ、

勞發第六二五號

昭和二十一年一月二日

厚生省勞政局長

司法省民事局長 殿

朝鮮人勞務者等に對する未交付

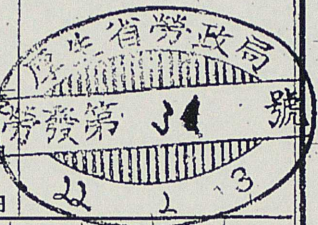
預金通帳の供託に關する件

事業主が朝鮮人勞務者等に支拂ふべき給料退職金等で勞務者の居所不明等の爲、引渡し不能となつてゐるものを供託せしむる件に關しては、既に勞發第四一八號を以て、供託事務の關係につき照會致しました處、貴局より民事甲第五一六號を以て支障なき旨の回答を得、十月十二日勞發第五七二號を以て各地方長官宛にこの種の未拂金は供託せしむるやう事業主を指導されたき旨通牒を發しました。

その際、別途に措置することとしてをいた事業主が保管する預金通帳をそのまま勞務者に交付すべきものについては、その後調査致しました處相當ある模様ですので（疑抗關係のもの別紙參考添付書の通り）預金通帳も未拂金に準じて供託せしむることと致したいが、預金通帳の供託については法規上、供託局以外に別に供託所を指定していただく必要があると考へられるので然るべく御配慮を煩はしたく照會致します。

尙未交付貯金通帳の件數等については引きつゞき調査中で集計整理を完了次第通報致す豫定でありますから含み置かれ度

日 月 送 受 號 課 局 議 合				欄 號 課 局 管 主			
第 號 送 受		第 號 送 受		第 號 送 受		第 號 送 受	
月 月		月 月		月 月		月 月	
日 日		日 日		日 日		日 日	



年 月 日 司法省民事局長宛 朝鮮人労務者等に對する未交付 預金通帳の供託に用する件 朝鮮人労務者等に對する未拂金等の	案 起 昭 和 年 月 日 受 局 付 課 月 第 日 號 主 任 (送ル) 月 日

労政局長 宛

給與課長

主任

供託の件については、曩に娯楽券四一八號
を以て貴局に打合せした通り、各地方長
官宛通帳牒して事業主をして供託
の手續をさせるやう指導致して参つたの
であるが、その際別途に措置することと
して置いた事業主の保管する預貯金通
帳で未交付のものもこの際供託せしめる

二とと教し度く就いては金銭、有價証券以外の
供託については供託所を別に指定していた
く必要があると考へられるので然るべく市配
慮願はしたい。

尚現在迄地方長官より報告到着済のものを集
計すると

(一) 預金通帳で未交付のものは

一六七件(事業場数) 一三三、一八四、八〇、五

(二) 供託を完了したものは

二七件(工場事業場数) 五、四、六、三、六、四、〇、五

(三) 未処理で供託手続中のものは

二、四、八、件(工場数) 三、九、二、四、四、六、九、四、八、三、五

(四) 朝鮮人駐留等才三者に引渡したものは

六、六、件(工場数) 二、六、五、三、九、六、一、四、二、九、五

であつてその詳細は譯は別添書類の通りで

あるから市配をまでに市報させしめる
申し添へる

甲寅 阮元 取 子 弟

L, 法廷, 9 号 4 号

神志不省大驚

7274 F228

ヤノ氏

38.2.13

満15才～17才男子生活保護扶助額

(昭和37年12月1日現在)

級地	生活扶助額	住宅扶助額	計
1級地(大都市)	4,285 円	1,220円	6,205円 (100%)
2級地(中都市)	4,515	1,220	5,735 (92)
3級地(小都市)	4,050	800	4,850 (78)
4級地(町村)	3,590	600	4,190 (67)

(注)1. 生活扶助額は、生活保護法による保護の基準

(昭和32年4月17日厚生省告示第95号)の別表

第1の1の(1)の第1類の基準額と同第2類の基準額(世帯人員1人)の合計額である。

2. 級地正分の概略は次のとおり

(1) 1級地 6大都市、札幌市、福岡市など

(2) 2級地 仙台市、千葉市、奈良市、広島市、長崎市など

(3) 3級地 青森市、宇都宮市、静岡市、松江市、熊本市など

失傳。
旧存空器

(24 22.
14 22.

(23 24 25 27)

①

河名 三山

石丸

23号 八塚(元) X

佐藤

蘇朝唯(表名河川名)

25号 小林 X

大塚明彦

②

23-24 橋田(正記)——合道子

失討呈言

③ 松浦

(松浦氏家系図)

群類全而群紙

厚
六四〇二
五
地志ノ
省

III

西
耳
紙

厚
生
省

洋
紙
本
面
玉
組

厚
生
省

白銀紙

厚生省

手廻り言用

通、全、回、野、紙

静岡	沼津市大岡	重富郡沼津工場	三九四三・四一	一七七人	二七四・四三
〃	沼津市	日田通商	一八三四・七九	二三人	
〃	沼津市	鈴木式織機	二二九三・九〇	一六人	
〃	沼津市	日田通商	五〇六九・〇三	二七人	一〇、〇〇〇
〃	沼津市	重富組針織	九七二八・六二	三八人	九七二八・六二
〃	沼津市	昭和針織	二二二四・一三	三五人	三六三・一三
〃	沼津市	青島工場	九三七・九五	二七人	三七四・九一
〃	沼津市	三益針織		三人	五七四・一四
〃	沼津市	三益針織	四五六・六六	三人	
〃	沼津市	三益針織	二二四四・八七	八七人	
山口	小野田市	中三針織		一人	二二〇・〇〇
〃	小野田市	山崎針織	五五三・三九	七九人	八八六・三〇
〃	小野田市	若山針織		一三〇人	二六五・三七
〃	小野田市	山崎針織		九人	
〃	小野田市	山崎針織	六八九・八七	三八五人	一、一六五
〃	小野田市	山崎針織	二四七・三八	四七人	五七四・三七
〃	小野田市	山崎針織		四三二人	八八四・六〇
〃	小野田市	山崎針織	一五五・〇〇	一人	一〇八〇・七五
〃	小野田市	山崎針織	四三八・七〇	五	八二一・七一
〃	小野田市	山崎針織	七六五・三七	四九人	八三三・三四
〃	小野田市	山崎針織	二四七・五〇	四二八	三五二・六二
〃	小野田市	山崎針織	九三・五六・六八	二九二・四八	二六五・六六・六八
〃	小野田市	山崎針織	一七四・一四	四七人	二六四・五〇
〃	小野田市	山崎針織	六六・九八	九人	

厚生省

新洋紙全圖

548

報
全
面
評
紙

厚
生
省

到

厚生省

洋紙全圖

厚
生
省

通 法 在 事 化 の さい 第 三 卷 日 本 子 業 場 用 (三)

洋紙・洋紙・全面露紙

愛媛	宇摩郡 窪川村	佐々連録業 金比	四九二五九九	一一三〇人	二五五	朝鮮人聯盟 地言支部	白乙錫
"	新居浜市	井華銘業 利子銘業	五六四九九	八八八人	二四二五	朝鮮人聯盟 新居浜支部	朴成材
長野	北安曇郡 大町	昭和電工土町工場 六三六六	一八〇〇〇	三七七人	二四三七	朝鮮人聯盟 大町支部	金雁月龍
"	更級郡大岡 村	丸越炭銘所	一八〇〇〇	一八人	二二三〇	朝鮮人聯盟 更級郡支部	林龍得
"	"	"	一四〇〇〇	一人	二二四〇	"	林龍得
"	"	竹井山炭銘	五〇〇〇〇	三五八人	二二三〇	朝鮮人聯盟 長野支部	"
滋賀	坂田郡 坂井村	田中工業所	五八三二〇	三九人	二二三九	朝鮮人聯盟 坂井支部	朴孝鳳
京都	南桑田郡 桑田町	西村炭銘業 大炭銘山	二五五七〇	九〇人	二二七二	朝鮮人聯盟 南桑田支部	"
"	船井郡下和知村 宇安栖里	緑葉炭銘業 鐘打炭銘業	一四五〇〇〇	一八人	二二九五	朝鮮人聯盟 船井郡下和知支部	"
岐阜	下呂郡 下呂町	河合工業所	八七〇五〇	二二五五	二二五五	林乙治	"
神奈川	横濱市磯子区 高岡町三七四	石川島炭業 三三三〇〇	二八人	二二四一九	朝鮮人聯盟 横濱市磯子支部	金百然	
"	横濱市磯子区 平沼町四三三	吉河炭業 一四七三三〇〇	一八五八	二二二一	朝鮮人聯盟 横濱市磯子支部	韓宇海	
"	横濱市磯子区 泥定町四〇	日本製鋼所 横濱製鉄所	八八四二二七	一〇五八	二〇二二八	朝鮮人聯盟 神奈川縣横濱支部	李根讚
"	横濱市磯子区 緑町三十四	三菱重工業 横濱造船所	三三三九〇五	九六三九	二〇三三九	横濱市中支 支部	李元祖

厚 生 省

厚生省

洋紙金面置紙

未拂金供託事業場調

府県	所在地	事業場名	貸託金額	貸者数	貸託月日	貸託高名	備考
大阪	岸和田市野田町	日中通運本和野田支店	四四、五一四	三二人	二、十三、三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	和野田支店	一九五、七二	七人	二、十一	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	一五、三一四九	五人	二、十三、四	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	三七、二二五〇	二九人	二、十三、三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	二、四一、一三	五人	二、十三、五	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	七五、〇八三	六人	二、十三、八	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	三七、六五四三七	二一人	二、十三、五	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	三三、二二九五	二人	二、二五	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	三、〇五四五	一七人	二、十三、二	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	四九、七五	一六人	二、二八	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	一五、八一七	一四人	二、七、十五	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	一七、九六六	二四人	二、十二	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	四、五五五	五八人	二、十二、十三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	八、〇六	一人	二、十三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	二、七四六〇九	四五人	二、十三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	八、三四	一人	二、十三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	一四、九四三九	四八二人	二、十三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	六五、五〇八八	八六人	二、五、三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	一六、六四一〇	七人	二、十三、九	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	一五、八一七	一四人	二、七、十五	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	一七、九六六	二四人	二、十二	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	四、五五五	五八人	二、十二、十三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	八、〇六	一人	二、十三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	二、七四六〇九	四五人	二、十三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	八、三四	一人	二、十三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	一四、九四三九	四八二人	二、十三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	六五、五〇八八	八六人	二、五、三	大阪供託局	
大阪	岸和田市野田町	三井物産	一六、六四一〇	七人	二、十三、九	大阪供託局	

厚生省

厚 生 省

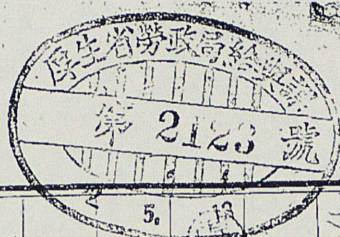
朝鮮人未拂預貯金二關又ル表

總府縣	郵便貯金		銀行預金		合計	
	通帳数	金額	通帳数	金額	通帳数	金額
北海道	1,392	110,198.33			1,392	110,198.33
青森						
岩手	1,498	166,641.36			1,498	166,641.36
宮城	226	2,428.08			226	2,428.08
秋田	90	9,714.06			90	9,714.06
山形		250.00				250.00
福島						
茨城			260	9,971.82	260	9,971.82
栃木						
群馬						
埼玉						
千葉						
東京						
神奈川	251	6,049.05			251	6,049.05
新潟	72	4,105.04			72	4,105.04
富山						
石川						
福井	14	1,289.62			14	1,289.62
山梨						
長野	1,302	84,332.16			1,302	84,332.16
岐阜	170	21,852.90	2	125.00	172	21,977.90
静岡	2	28.00			2	28.00
愛知						
大阪	2,458	240,594.98	27	3,916.72	2,485	244,511.70
兵庫	8,582	1,985,562.42	54	818.40	8,636	1,986,380.82
奈良						
和歌山	141	2,936.23			141	2,936.23
鳥取	18	338.18			18	338.18
島根	167	9,305.27			167	9,305.27
岡山	126	5,172.00			126	5,172.00

争	岡	179	21,852.90		1,304	84,233
		40				21,852.90
		2	28.00		2	28.00
京	都					
大	阪	2,458	240,594.98	27	3,966.72	244,561.70
兵	庫	8,582	1,985,562.42	54	818.40	1,986,380.82
奈	良					
和	歌	141	2,936.23		141	2,936.23
鳥	取	18	338.18		18	338.18
島	根	167	9,305.27		167	9,305.27
岡	山	126	5,172.40		126	5,172.40
廣	島	278	11,852.66	29	6,404.75	18,257.41
山	口	8,195	182,869.50		8,195	182,869.50
德	島					
香	川					
愛	媛	345	20,502.11	30	345	20,502.11
高	知	10,787	261,892.38		10,787	261,892.38
福	岡					
佐	賀					
長	崎	54	236,420.99	30	1,124.12	237,545.11
熊	本	49	1,316.02		49	1,316.02
大	分					
宮	崎	568	57,830.87		568	57,830.87
鹿	島					
沖	繩					
計		36,945	3,424,830.66	417	22,342.29	3,457,172.95
考	備					

厚生省

(東京五三)



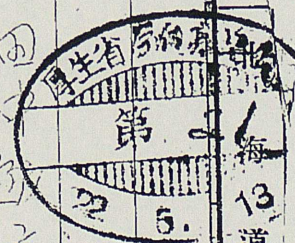
支給第一号

昭和三年 五月一日

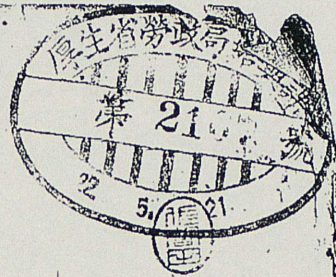
北海道庁長官 田中 文

厚生省労働局長 殿

朝鮮人労働者等に対する未払金等の返還に関する件
客年十月十二日付労発ヤ五七二號簡牒による所記に
ついてその後、労務省の預貯金通帳のまゝ交付すべき
ものに対する取扱判明せざるため、事業主よりの照会が
あったから至急何分の御指示願いたい。



北海道 廳



佐基第五號

昭和二十二年五月十六日

佐賀労働基準局

厚生省労働基準局長 役

朝鮮人労働者等に対する未拂金その他について

各年十月十二日附勞發第五七二號厚生省勞政局長名を以て通牒があつた標記の件について管内の該當事業場につき供託義務を指導しているか未處理事業場のうち二 三の事業所に於ては事業連
營資金がつのため現金供託は一時延期しては如何との意見がある

もとより三國人に對する債權であるから至急供託完了させるのが適當と思はれるか石炭増産對策の面より第三國に對する支拂機關決定迄現金供託を猶豫し石炭増産に寄與せしめてはとの業者の聲も一應了解せられ未拂金を速急供託させるについていささか疑義があるので至急供託させるものであるか或は事業所の申出通り猶豫してよろしいか御伺する

尙本局管内に於ては十四事業所中九ヶ事業所は供託完了し三ヶ事業所は近日中に供託完了の見込で二ヶ事業所が前記の通り未處理であるので申添へる



合 議 先 番 號 受 送 月 日		
第 號 送 受 月 日	第 號 送 受 月 日	第 號 送 受 月 日
も左の通回答する。未拂金の取扱について客年分を 五七ニ号を以てした通牒の方針は今日に於ても変更され 石炭増産の爲にする。供託猶予申出の事情も一先諒とされ るが、照し本休がままに償ふるに鑑み特別の取扱 もあるものか。個々の業者の運用に任す 直に供託せしむるよう仰指導相成りた		

日 月 送 受 號 課 局 議 合		欄 號 課 局 管 主	
第	第	第	第
號 送 受	號 送 受	號 送 受	號 送 受
月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日



案 起 昭 和 五 年 五 月 二 七 日 受 局 付 課 月 第 日 號 主 任 （送） 月 日	判 決 五 月 二 七 日 合 校 （送） 行 施 五 月 二 七 日 起 案 用 紙 起 案 用 紙（丙）
---	---

労働基準局長課長了

給與課長

主任

安木

年 月 日

北海道労働基準局長宛

朝鮮人労務者等に対する未拂金その他に

関する件

昭和五年十月十二日労基発五七二号通牒による

標記の件において債務者の預貯金通帳の

まゝ交付すべきものに関するは別途通牒すること

としながらこの件につりて現在関係官庁と折衝

しおるのうへ何分の決定あるまで従来のごく

事業主も一と保管^{せむ}するよう指導せうれたい

事務局長 山田 幸次郎

經主第三編

朝鮮人、臺灣人及中國人勞務者の給與等について

江州

昭和四年五月十九日

第一復員局經理部

有て者勞政局長致

省題の件については、昨年六月厚生省發勞第三六號、同七月給發第六三號、同十月發勞第五七三號に依り貴省より各地方長官等宛通知され、
いるところ、近時右の厚生省發勞第三六號、同十月發勞第五七三號、
ヨル委任ヲ受ケる場合ハ此ノ限リデハナイコトヲ理由トシテ朝鮮ニツキ
朝鮮人發行の委任狀を持參して當部に對し支拂を要求する
朝鮮人特に船員が多い

右に對し當部では昭和三年大藏省令第八八號（參看のため添附）
に依り且は勞發第五七三號、同十月發勞第五七三號に依り委任ヲ受ケる者
と認めず支拂を拒否してゐるが、元陸軍所屬の船員でない船員に對
してはそれらのもの給與を担任せぬが、部局で既に右の委任狀に
しづいて支拂をしたことより反聞するのぞ、參看のため貴省の
意見を承知致したく、尚要するれば一般に通知方取計りたゞ照會
する。

通知先 厚生省
參考 大藏省